

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告・納付等の期限の延長について（期日指定・3回目）

船橋市においては、令和6年能登半島地震の被災者に係る市税について、令和6年船橋市告示第67号において、船橋市市税条例第18条の2第1項の規定により、法律又は同条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入（以下「申告・納付等」という。）に関する期限を延長しておりましたが、次に掲げる地域に住所または事務所若しくは事業所を有する者に係る申告・納付等の延長後の期限が決まりましたので、お知らせいたします。

詳しくは、下記問合せ先にご相談ください。

1 対象となる納税者

次に掲げる指定地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者

都道府県名	地域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町

2 申告・納付等の延長後の期限について

市税の申告・納付等の期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日を期限とします。

お問い合わせ先

○市税の申告・納付等の期限の延長、減免に関するこ

- ・個人市民税、法人市民税、軽自動車税、事業所税

→市民税課 電話：047-436-2214

- ・固定資産税・都市計画税

→資産税課 電話：047-436-2222

○納税の猶予に関するこ

→債権管理課 電話：047-436-2246

○口座振替に関するこその他

→税務課 電話：047-436-2202